

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成25年10月11日
【四半期会計期間】	第62期第1四半期（自 平成25年6月1日 至 平成25年8月31日）
【会社名】	株式会社オータケ
【英訳名】	O T A K E C O R P O R A T I O N
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉川 富雄
【本店の所在の場所】	名古屋市中村区名駅三丁目9番11号
【電話番号】	052(562)3311(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 三浦 博隆
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中村区名駅三丁目9番11号
【電話番号】	052(562)3311(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 三浦 博隆
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第61期 第1四半期 累計期間	第62期 第1四半期 累計期間	第61期
会計期間	自平成24年 6月1日 至平成24年 8月31日	自平成25年 6月1日 至平成25年 8月31日	自平成24年 6月1日 至平成25年 5月31日
売上高(千円)	5,554,429	5,314,409	22,273,404
経常利益(千円)	77,061	45,262	506,704
四半期(当期)純利益(千円)	75,816	27,929	314,911
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)			
資本金(千円)	1,312,207	1,312,207	1,312,207
発行済株式総数(株)	4,284,500	4,284,500	4,284,500
純資産額(千円)	9,469,185	9,787,026	9,920,671
総資産額(千円)	14,271,743	14,581,493	14,780,851
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	18.28	6.73	75.92
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)			
1株当たり配当額(円)			23.00
自己資本比率(%)	66.3	67.1	67.1

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社がありませんので記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、政府及び日銀による大胆な金融緩和政策により円高の是正が進み、輸出企業において業績の回復が鮮明になりました。また、国内における個人消費にも明るさが見え始めました。

当管材業界におきましては、住宅着工件数の増加により住設関連は活況を呈しているものの、設備管材部門については製造業による国内設備投資が未だ回復しておらず、厳しい状況が続いております。

このような状況のもとで、当社は新規取引先の開拓や既存取引先でのシェアアップ等、営業基盤の拡充に努めてまいりましたが、市場規模が縮小するなか、同業他社間の競争は一層激化し、前期に続き厳しい経営環境となりました。

この結果、当第1四半期累計期間における売上高は53億14百万円（前年同期比4.3%減）となりました。利益につきましては、売上高の減少により売上総利益額が減少し営業利益が16百万円（前年同期比63.6%減）、経常利益は45百万円（前年同期比41.3%減）となり、四半期純利益は27百万円（前年同期比63.2%減）となりました。

#### (2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

#### (3) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	13,000,000
計	13,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年10月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	4,284,500	4,284,500	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	4,284,500	4,284,500		

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年6月1日～ 平成25年8月31日		4,284,500		1,312,207		1,315,697

##### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年5月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 136,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,147,500	41,475	-
単元未満株式	普通株式 500	-	-
発行済株式総数	4,284,500	-	-
総株主の議決権	-	41,475	-

【自己株式等】

平成25年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
株式会社オータケ	名古屋市中村区名 駅 三丁目9番11号	136,500		136,500	3.18
計	-	136,500		136,500	3.18

2【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成25年6月1日から平成25年8月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成25年6月1日から平成25年8月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

### 3．四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	1.02 %
売上高基準	0.78 %
利益基準	0.49 %
利益剰余金基準	1.11 %

## 1【四半期財務諸表】

## (1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年5月31日)	当第1四半期会計期間 (平成25年8月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,389,963	1,243,745
受取手形及び売掛金	7,168,363	<sup>2</sup> 7,108,478
電子記録債権	172,210	202,617
商品	1,438,289	1,433,909
繰延税金資産	67,823	53,830
その他	36,055	26,413
貸倒引当金	34,324	33,918
流動資産合計	10,238,381	10,035,076
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	620,938	611,603
土地	2,504,226	2,504,226
その他(純額)	53,443	65,350
有形固定資産合計	3,178,608	3,181,180
無形固定資産	1,768	47,959
投資その他の資産		
投資有価証券	1,208,698	1,111,497
関係会社株式	23,000	23,000
繰延税金資産	67,987	105,737
その他	123,524	145,008
貸倒引当金	61,118	67,965
投資その他の資産合計	1,362,092	1,317,277
固定資産合計	4,542,469	4,546,417
資産合計	14,780,851	14,581,493
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,816,209	<sup>2</sup> 3,807,798
未払法人税等	34,403	3,846
賞与引当金	116,535	58,898
その他	143,709	187,677
流動負債合計	4,110,856	4,058,219
固定負債		
再評価に係る繰延税金負債	156,409	156,409
退職給付引当金	540,662	528,536
資産除去債務	17,273	17,323
その他	34,978	33,978
固定負債合計	749,323	736,247
負債合計	4,860,180	4,794,467

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年5月31日)	当第1四半期会計期間 (平成25年8月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,312,207	1,312,207
資本剰余金	1,315,697	1,315,697
利益剰余金	7,589,395	7,521,920
自己株式	238,117	238,117
株主資本合計	9,979,182	9,911,707
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	306,472	240,302
土地再評価差額金	364,983	364,983
評価・換算差額等合計	58,510	124,681
純資産合計	9,920,671	9,787,026
負債純資産合計	14,780,851	14,581,493



( 2 ) 【四半期損益計算書】  
【第1四半期累計期間】

( 単位：千円 )

	前第1四半期累計期間 (自 平成24年6月1日 至 平成24年8月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成25年6月1日 至 平成25年8月31日)
売上高	5,554,429	5,314,409
売上原価	4,888,527	4,683,308
売上総利益	665,902	631,100
販売費及び一般管理費	619,285	614,116
営業利益	46,616	16,983
営業外収益		
受取利息	28	36
受取配当金	10,943	12,887
仕入割引	24,193	21,190
その他	6,106	5,186
営業外収益合計	41,271	39,301
営業外費用		
支払利息	1,314	1,215
売上割引	9,077	9,464
その他	434	342
営業外費用合計	10,827	11,022
経常利益	77,061	45,262
特別損失		
投資有価証券評価損	7,137	-
会員権評価損	-	3,000
特別損失合計	7,137	3,000
税引前四半期純利益	69,923	42,262
法人税、住民税及び事業税	1,000	1,900
法人税等調整額	6,892	12,433
法人税等合計	5,892	14,333
四半期純利益	75,816	27,929

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

1. 受取手形裏書譲渡高

	前事業年度 (平成25年5月31日)	当第1四半期会計期間 (平成25年8月31日)
受取手形裏書譲渡高	1,240,440千円	1,181,885千円

2. 四半期会計期間末日満期手形

四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、当四半期会計期間末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当四半期会計期間末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年5月31日)	当第1四半期会計期間 (平成25年8月31日)
受取手形	千円	226,815千円
支払手形		63,057

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成24年6月1日 至平成24年8月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成25年6月1日 至平成25年8月31日)
減価償却費	12,437千円	13,595千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自平成24年6月1日 至平成24年8月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年8月29日 定時株主総会	普通株式	103,699千円	25円	平成24年5月31日	平成24年8月30日	利益剰余金

当第1四半期累計期間(自平成25年6月1日 至平成25年8月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年8月28日 定時株主総会	普通株式	95,403千円	23円	平成25年5月31日	平成25年8月29日	利益剰余金

(セグメント情報等)

前第1四半期累計期間(自平成24年6月1日 至平成24年8月31日)及び当第1四半期累計期間(自平成25年6月1日 至平成25年8月31日)

【セグメント情報】

当社は、管工機材の卸業者として、バルブ、継手、冷暖房機器、衛生・給排水機器及びパイプ類等の仕入・販売の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成24年6月1日 至平成24年8月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成25年6月1日 至平成25年8月31日)
1株当たり四半期純利益金額	18円28銭	6円73銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	75,816	27,929
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	75,816	27,929
普通株式の期中平均株式数(千株)	4,147	4,147

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年10月10日

株式会社オータケ  
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 渋谷英司 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 神野敦生 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オータケの平成25年6月1日から平成26年5月31日までの第62期事業年度の第1四半期会計期間（平成25年6月1日から平成25年8月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成25年6月1日から平成25年8月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オータケの平成25年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。